

広島県知事 湯崎英彦

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように

改正前

別表第一（第二条関係）

救 助 の 方 法	避 難 の 所 の 設 置	応 急 仮 設 住 宅
支出の限度	一避難所設置費 一人一日当たり、三六〇円以内 二・三（略）	一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に 応じて定める。 建設して供与する場合は、 一戸当たり七〇八九、〇〇〇円以内とし、 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。同敷地内又は近接する地域内におおむね五〇戸以上設置した場合は、居住者の集会等を利用する
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

別表第一（第二条関係）

救 助 の 方 法	避 難 の 所 の 設 置	応 急 仮 設 住 宅
支出の限度	一避難所設置費 一人一日当たり、三五〇円以内 二・三（略）	一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に 応じて定める。 建設して供与する場合は、 一戸当たり六八八三、〇〇〇円以内とし、 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。同敷地内又は近接する地域内におおむね五〇戸以上設置した場合は、居住者の集会等を利用する
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

二 住家の半 焼、半壊又 は床上浸水 （土砂の堆 積等により 一時的に居	帯世の上以人六				
	帯世人五				
	帯世人四				
	帯世人三				
	帯				
	内以額たし算加を円〇〇五八、きつに人一員人帯世るえ超を人五に、円〇〇五八、五				
	内以円〇〇五八、五				
	内以円〇〇二六、四				
	内以円〇〇七八、三				
	内以円〇〇				
	内以額たし算加を円〇〇三二、一、きつに人一員人帯世るえ超を人五に、円〇〇三九、八				
	内以円〇〇三九、八				
	内以円〇〇九〇、七				
	内以円〇〇六〇、六				
	内以円〇〇				

）（略

（略

）（略

）（略

二 住家の半 焼、半壊又 は床上浸水 （土砂の堆 積等により 一時的に居	帯世の上以人六				
	帯世人五				
	帯世人四				
	帯世人三				
	帯				
	内以額たし算加を円〇〇三八、きつに人一員人帯世るえ超を人五に、円〇〇〇七、五				
	内以円〇〇〇七、五				
	内以円〇〇〇五、四				
	内以円〇〇七七、三				
	内以円〇〇				
	内以額たし算加を円〇〇〇二、一、きつに人一員人帯世るえ超を人五に、円〇〇〇七、八				
	内以円〇〇〇七、八				
	内以円〇〇〇九、六				
	内以円〇〇〇九、五				
	内以円〇〇				

）（略

（略

）（略

）（略

品 用 学	理 修 急 応 の 宅 住 た し 災 被		～ 略 ～	
一 二 び 通 学 用 品 及 文 房 具 （略）	以 内 〇 〇 〇 円 三 五 八 、 〇 〇 〇 円 以 内	一 住 家 の 被 害 の 拡 大 を 防 止 す る た め の 緊 急 の 修 理 一 世 帯 当 た り 五 三 、 九 〇 〇 円 以 内	二 日 常 生 活 に 必 要 な 最 小 限 度 の 部 分 の 修 理 一 二 に 掲 げ る 世 帯 以 外 の 世 帯 七 三 〇 円 以 内	二 日 常 生 活 に 必 要 な 最 小 限 度 の 部 分 の 修 理 一 二 に 掲 げ る 世 帯 以 外 の 世 帯 七 三 〇 円 以 内
	～ 略	～ 略	～ 略	
	（略）	（略）	（略）	
	～ 略	～ 略	～ 略	
	～ 略	～ 略	～ 略	
品 用 学	理 修 急 応 の 宅 住 た し 災 被		～ 略 ～	
一 二 び 通 学 用 品 及 文 房 具 （略）	以 内 〇 〇 〇 円 三 四 八 、 〇 〇 〇 円 以 内	一 住 家 の 被 害 の 拡 大 を 防 止 す る た め の 緊 急 の 修 理 一 世 帯 当 た り 五 一 、 五 〇 〇 円 以 内	二 日 常 生 活 に 必 要 な 最 小 限 度 の 部 分 の 修 理 一 二 に 掲 げ る 世 帯 以 外 の 世 帯 七 一 〇 円 以 内	二 日 常 生 活 に 必 要 な 最 小 限 度 の 部 分 の 修 理 一 二 に 掲 げ る 世 帯 以 外 の 世 帯 七 一 〇 円 以 内
	～ 略	～ 略	～ 略	
	（略）	（略）	（略）	
	～ 略	～ 略	～ 略	
	～ 略	～ 略	～ 略	

住てつよに害災	理処の体死	（略）	葬埋	与給の
一世帯当たり 一四三、九〇〇円以内	三（略） 3 内 〇〇円以 り五、九 一体当た 場合は、 できない 物を利用 2 既存建 1（略） 時保存費 二 死体の一 内 七〇〇円以 体当たり三 置費は、一 消毒等の処 浄、縫合、 一 死体の洗	（略）	一体当たり 大人 二三 〇〇円 二、二 〇〇円 〇〇円 以内 小人 一八 五、七 〇〇円 以内	費 1 小学校 児童一人 につき五 五〇〇円 以内 2 中学校 生徒一人 につき五 八〇〇円 以内 3 高等学 校等生徒 一人につ き六、三 〇〇円以 内
	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）
住てつよに害災	理処の体死	（略）	葬埋	与給の
一世帯当たり 一四〇、〇〇〇円以内	三（略） 3 内 〇〇円以 り五、七 一体当た 場合は、 できない 物を利用 2 既存建 1（略） 時保存費 二 死体の一 内 六〇〇円以 体当たり三 置費は、一 消毒等の処 浄、縫合、 一 死体の洗	（略）	一体当たり 大人 二三 六、一 〇〇円 〇〇円 〇〇円 以内 小人 一八 〇、八 〇〇円 以内	費 1 小学校 児童一人 につき五 二〇〇円 以内 2 中学校 生徒一人 につき五 五〇〇円 以内 3 高等学 校等生徒 一人につ き六、〇 〇〇円以 内
	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）

別表第二（第十二条関係）

去 除 の 〽 う。 い と 〽 物 害 障 〽 下 以 〽 の も る い て し ば 及 を 障 支 い し 著 に 活 生 常 日 で 等 木 材 石 土 た れ ば 運 に 辺 周 の そ は 又 居	
	〽 略
	略
	〽 略
	〽 略

別表第二（第十二条関係）

去 除 の 〽 う。 い と 〽 物 害 障 〽 下 以 〽 の も る い て し ば 及 を 障 支 い し 著 に 活 生 常 日 で 等 木 材 石 土 た れ ば 運 に 辺 周 の そ は 又 居	
	〽 略
	略
	〽 略
	〽 略

この規則は、公布の日から施行する。

附
則

職別／種別	医師及び 歯科医師	薬剤師、 診療放射 線技師、 臨床検査 技師、臨 床工学技 士及び歯 科衛生士	保健師、 助産師、 看護師及 び准看護 師	救急救命 士	土木技術 者及び建 築技術者	大工	左官	とび職
日 当	一人一日 当たり 二、八 〇〇円以 内	一人一日 当たり 一六、九 〇〇円以 内	一人一日 当たり 一五、九 〇〇円以 内	一人一日 当たり 一四、四 五〇円以 内	一人一日 当たり 一六、五 〇〇円以 内	一人一日 当たり 二五、五 〇〇円以 内	一人一日 当たり 二四、五 〇〇円以 内	一人一日 当たり 二六、四 〇〇円以 内
(略)	(略)							
(略)	(略)							

(略)	とび職		左官		大工		土木技術者及び建築技術者		救急救命士		師		保健師、助産師、看護師及び准看護師		科衛生士		床工、歯工及び歯床工		技術師、臨床検査技師、臨		診療放射線技師、		薬剤師、		歯科医師		医師及び		職別／種別	
	内	〇〇円以内	内	〇〇円以内	内	〇〇円以内	内	〇〇円以内	内	〇〇円以内	内	〇〇円以内	内	〇〇円以内	内	〇〇円以内	内	〇〇円以内	内	〇〇円以内	内	〇〇円以内	内	〇〇円以内	内	〇〇円以内	内	〇〇円以内	日 当	
(略)																													(略)	
																													(略)	